

相談事例から学ぶ

パートタイム労働法 講座

「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に対して短い労働者」は、パートタイム労働法の対象になります。有給休暇、育児休業、正社員になるには？等、相談事例を取り上げ、パートタイム労働法をわかりやすく解説！ 個別相談にも応じます。



パートタイム労働法を知って、あなたの働き方に役立てましょう♪

日時：10月18日（水）10：00～12：00

- 内容：
- ◇ これからパートタイムで働く人のために
 - ◇ これから働く人のために！知って役立つ労働法
 - ◇ これだけは知っておきたいパートタイム労働法の重要ポイント
 - ◇ グループで悩みや疑問を話してみよう
 - ◇ 個別相談会（希望者のみ）

定員：30人・要申し込み

（パートタイム労働者・求職中の方、パートタイム労働法に関心がある方）

参加費：無料（駐輪場・駐車場は有料）

保育：あり 1歳6か月から未就学児5人まで無料（要予約）保育×切 10/8（日）

雇用保険受給者で希望者には
受講証明書を発行いたします

電話、FAX、来所でお申し込みください。ホームページからも申し込めます。

【主催・申込み・会場】 越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」
〒343-0025 越谷市大沢3丁目6番1号 パルテきたこし3階
電話 048-970-7411 / ファクス 048-970-7412（月曜・祝日は休所）
ホームページアドレス <http://hot-koshigaya.jp/>